

**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請書の提出をお願いします。**

## 1. 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、「①医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員」や、「②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員」に対して臨時に行う予防接種のことで

民間の医療機関については、①に係るものとして、予め厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

※特措法において、国及び地方公共団体には新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する責務が、

登録事業者には新型インフルエンザ等発生時に業務を継続的に実施する努力義務が課せられています。

※新型インフルエンザ発生時における実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、政府対策本部において判断されることとなります。

## 2. 手続き方法等について

○登録申請書（Excel シート）を中部総合事務所福祉保健局のホームページからダウンロードして、必要事項を記入の上、中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所）にEメールにより提出してください。Eメールでの提出ができない場合は用紙での提出も可能です。（初回に限り保健所が代行入力します。）

○特定接種医療機関の登録は厚生労働省が行います。登録終了後、厚生労働省のホームページに医療機関等の事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号が公表されます。

※登録申請には、新型インフルエンザ等対策に係る「診療継続計画（BCP）」が作成してあることが必要ですが、登録申請書への添付は必要ありません。

→ 診療継続計画作成の際の参考サイト（ホームページ）

日本医師会のホームページ「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」

HPアドレス [http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel\\_influenza/001711.html](http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel_influenza/001711.html)

※登録の有効期間は5年です。登録の更新を受けようとする事業者は、登録更新の申請が必要となります。平成26年度中に稼働予定のWebシステムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、更新案内をEメールで通知される予定です。（厚生労働省から直接通知されます。）

※登録申請には、「E-mailアドレス」の登録が必須です。特定接種発生時等の連絡などに使用するため、緊急時に連絡を取ることが可能であれば、代表者（又は従業者等）の携帯電話のE-mailアドレスなどでも登録できます。（E-mailアドレスの登録が困難な場合は事前にご相談ください。）

## 3. 申請書の提出期限

○ 3月7日（金）（郵送・ファクシミリの場合は 3月3日（月）必着）

【申請書提出先・問い合わせ先】

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所） 〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地

電話：0858-23-3145 ファクシミリ：0858-23-4803

提出先メールアドレス：chubu\_fukushihoken@pref.tottori.jp

※中部総合事務所福祉保健局ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/c-sougou-fukushi/>